

議案第 58 号

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 11 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年四万十町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

別表中「

教育委員会委員	月額	47,000円	四万十町一般職の職員の旅費に関する条例（平成18年四万十町条例第44号）に規定する旅費相当額
選挙管理委員会委員長	日額	8,000円	
選挙管理委員会委員	日額	7,000円	
代表監査委員	月額	44,200円	
議員のうちから選任する監査委員	月額	37,000円	
農業委員会会長	基本額・月額	47,000円	
	活動・成果実績額	予算の範囲内において町長が別に定める額	

農業委員会会長職務代理	基本額・月額	38,000円
	活動・成果実績額	予算の範囲内において町長が別に定める額
農業委員会委員	基本額・月額	37,000円
	活動・成果実績額	予算の範囲内において町長が別に定める額
農業委員会農地利用最適化推進委員	基本額・月額	37,000円
	活動・成果実績額	予算の範囲内において町長が別に定める額
行政不服審査会委員	日額	7,000円
情報公開審査会委員	日額	7,000円
個人情報保護審査会委員	日額	7,000円
固定資産評価審査委員会委員	日額	7,000円
行政区長	基本額・年額	10,000円
	世帯数割・年額	1,200円
区長連絡会会長	年額報酬	50,000円
	出務報酬・1日	5,000円
区長連絡会委員	年額報酬	20,000円
	出務報酬・1日	5,000円

選挙長・開票管理者	日額	10,800円
投票所の投票管理者	日額	12,800円
期日前投票所の投票管理者	本庁・地域振興局の場合 日額	11,300円
	その他の場合 日額	8,400円
投票所の投票立会人	日額	10,900円
期日前投票立会人	本庁・地域振興局の場合 日額	9,600円
	その他の場合 日額	7,100円
開票・選挙立会人	日額	8,900円
社会教育指導員	月額	131,400円
社会教育委員	日額	7,000円
体育指導委員	日額	7,000円
教育相談員	月額	97,000円
学校医・学校歯科医 (嘱託医)	1校につき年額	47,500円
	児童生徒1人につき年額	280円
学校薬剤師(嘱託薬剤師)	薬剤師につき年額	24,000円

交通安全指導員	年額報酬 50,000円 出務報酬・1日 1,500円
町の一般事務に従事する事務嘱託員	勤務1日につき12,200円以内 (月額で報酬額を定めるものにあつては、195,200円以内)で任命権者が町長と協議して定める額
附属機関の委員等	日額 5,000円
上記以外の非常勤の特別職の職員	勤務内容に基づき任命権者と町長が協議により定める額

」を「

教育委員会委員	月額 47,000円	四万十町一般職の職員の旅費に関する条例（平成18年四万十町条例第44号）に規定する旅費相当額
選挙管理委員会委員長	日額 8,000円	
選挙管理委員会委員	日額 7,000円	
代表監査委員	月額 44,200円	
議員のうちから選任する監査委員	月額 37,000円	
農業委員会会長	基本額・月額 47,000円	
	活動・成果実績額 予算の範囲内において町長が別に定める額	
農業委員会会長職務代理	基本額・月額 38,000円	
	活動・成果実績額 予算の範囲内において町長が別に定める額	

農業委員会委員	基本額・月額	37,000円
	活動・成果実績額	予算の範囲内において町長が別に定める額
農業委員会農地利用最適化推進委員	基本額・月額	37,000円
	活動・成果実績額	予算の範囲内において町長が別に定める額
行政不服審査会委員	日額	7,000円
情報公開審査会委員	日額	7,000円
個人情報保護審査会委員	日額	7,000円
固定資産評価審査委員会委員	日額	7,000円
区長連絡会会長	年額報酬	50,000円
	出務報酬・1日	5,000円
区長連絡会委員	年額報酬	20,000円
	出務報酬・1日	5,000円
選挙長・開票管理者	日額	10,800円
投票所の投票管理者	日額	12,800円

期日前投票所の投票管理者	本庁・地域振興局の場合	
	日額	11,300円
	その他の場合	
	日額	8,400円
投票所の投票立会人	日額	10,900円
期日前投票立会人	本庁・地域振興局の場合	
	日額	9,600円
	その他の場合	
	日額	7,100円
開票・選挙立会人	日額	8,900円
社会教育委員	日額	7,000円
学校医・学校歯科医 (嘱託医)	1校につき年額	47,500円
	児童生徒1人につき年額	280円
学校薬剤師(嘱託薬剤師)	薬剤師につき年額	24,000円
附属機関の委員等	日額	5,000円
上記以外の非常勤の特別職の職員	勤務内容に基づき任命権者と町長が協議により定める額	

」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。